

医薬監麻発 0512 第 3 号
令和 8 年 5 月 12 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令」における公示の方法について

登録試験検査機関については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 61 号。以下「登録試験検査機関省令」という。）により登録等に関し必要な事項が定められ、平成 16 年 3 月 30 日から施行されているところであり、登録試験検査機関による登録等があったときには、告示により公示してきたところです。

登録試験検査機関省令の規定による登録検査機関による登録等の公示については、今後、厚生労働省のホームページ内の「医薬品医療機器法施行規則第 12 条第 1 項に規定する試験検査機関について」（※）に掲載する方法により行うものとなりました。

つきましては、以上の内容について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知をお願いします。

（※）厚生労働省ホームページ

「医薬品医療機器法施行規則第 12 条第 1 項に規定する試験検査機関について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/topics/tp050825-1.html